
資 料 編

1 防災組織に関する資料

資料 1－1 防災関係機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号	備 考
鹿児島県危機管理局危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2256	
鹿児島県危機管理局消防保安課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2259	
大島支庁総務企画部総務企画課	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7218	
鹿児島地方気象台観測予報課	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9912	
鹿児島地方気象台防災課業務係	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9919	
名瀬測候所	奄美市名瀬港町8-1	0997-52-0375	技術課
沖永良部特別地域気象観測所	和泊町国頭4414-3	0997-92-0239	無人（鹿児島地方気象台に転送）
奄美海上保安部	奄美市名瀬入舟町22-1	0997-52-5812	警備救難課
沖永良部警察署	和泊町和泊120	0997-92-0110	
国頭駐在所	和泊町国頭2998	0997-92-2675	
航空自衛隊第55警戒隊	知名町瀬利覚3196-1	0997-93-2169	
沖永良部与論地区広域事務組合消防本部	知名町余多1319	0997-93-0119	
徳之島保健所	徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149	
J Aあまみ和泊支所	和泊町和泊578-1	0997-92-1221	
沖永良部島漁業協同組合	和泊町手々知名512-192	0997-92-3427	
和泊町商工会	和泊町和泊1225	0997-92-0148	
九州電力沖永良部営業所	知名町知名389-3	0120-986816	
沖永良部空港管理事務所	和泊町国頭1732-3	0997-92-0520	

資料 1－2 和泊町防災会議条例 (昭和38年5月24日)
条 例 第 8 号

改正 平成12年3月21日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、和泊町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 和泊町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は16人とし、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 鹿児島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－3 和泊町災害対策本部条例 (昭和38年5月24日)
条 例 第 9 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、和泊町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－4 和泊町防災条例（昭和54年3月22日）
（条 例 第 9 号）

沖永良部島は、昭和52年9月9日突如として襲来した台風9号（以下「沖永良部台風」という。）により町内全住宅の80%以上に及ぶ前古未曾有の被害を被り、その復興のため多数の町民が多額の負債を被る結果となった。

近年、和泊町の建築物は台風及び地震等による災害（以下「災害」という。）を被らなかつたことと建築様式の近代化により多層化又は開放的な構造となり、また、祖先が築いた防風垣の除去等、過去における歴史的教訓を軽視する傾向を生じ、災害に対する防備が十分でなかつたことが指摘される。

（目的）

第1条 この条例は、町と町民が一体となつて、その英知と技術と努力を結集し、災害による被害を未然に防止し、町民の生命及び財産の被害を最少限にくいとめるとともに町民の防災意識の高揚と自主自立の精神を助長して、豊かで明るく平和な町の建設に資することを目的とする。

（防災の日の指定）

第2条 和泊町防災の日は、毎年9月9日とする。

2 町長及び町民は、沖永良部台風の悲惨な被害を再度繰り返すことのないようにあらゆる機会を通じてその教訓を想起し、後世に伝承するよう努めるものとする。

（町の責務）

第3条 町長は、あらゆる施策を通じて町民の生命及び財産を災害から保護し、その安全の確保に努めなければならない。

2 町長は、沖永良部台風被害による経済的負担の償還が完全に達成されるよう指導しなければならない。

3 町長は、第1項の目的を達成するため和泊町防災会議条例（昭和38年条例第8号）第2条第1号の規定に基づく和泊町地域防災計画（以下「防災計画」という。）の内容の補完に努めその推進を図らなければならない。

4 町長は、前項防災計画の内容の補完及び実施については、町民の意見を聞くことに努め、これを施策に反映するようにしなければならない。

（町民に対する指導助言）

第4条 町長は、災害の防止に関する事業（以下「防災事業」という。）の実施にあたっては、町民の協力を求めるとともに町民が行う災害防止のための自主的活動に対し、積極的に指導助言を行なわなければならない。

（他の地方公共団体等との協力）

第5条 町長は、防災計画、防災事業等の実施にあたり他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要であると認めるときは当該団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体

等から協力の要請があつたときは、これに応じなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、災害を防止するため相互に協力するとともに、町が行う防災事業に協力し、町民全体の生命及び財産の安全確保に努めなければならない。

(耐風圧性、耐震性耐火性等の配慮)

第7条 町民は、建築物その他の工作物を建設するときは災害を防止するため、関係法規の遵守はもとより指導基準を守る等耐風圧性、耐震性耐火性及び水害等について配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第8条 各種事業者は、町長その他の行政機関が実施する防災事業に協力するとともに事業活動にあたってはその社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払わなければならない。

(設計者等の責務)

第9条 設計者又は工事施行者は、建築物その他の工作物を設計し又は施行するにあたっては災害を防止するため耐風圧性、耐震性耐火性及び水害等について十分配慮しなければならない。

(防災措置の勧告)

第10条 町長は、建築物その他の工作物の倒壊飛散等災害が生じ、又は災害の拡大のおそれがあると認めるときは、当該建築物その他の工作物、土地又は土石、竹木その他の物件の所有者、管理者又は占有者に対して防災措置をとることを勧告することができる。

(町民等による監視)

第11条 町民は、地域の安全性について監視し、災害に対して危険性のあるものについて、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－5 和泊町災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年3月28日) (条 例 第 9 号)

改正 昭和50年6月16日条例第16号	昭和51年12月20日条例第21号
昭和53年7月5日条例第16号	昭和56年6月22日条例第12号
昭和57年12月17日条例第24号	昭和60年3月28日条例第15号
昭和62年3月16日条例第6号	平成3年11月11日条例第33号
平成24年9月27日条例第21号	

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条―第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異状な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第3条 町長は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を

除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者一人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く） 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期限は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年6月16日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により生じた住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年7月5日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年6月22日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により、死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月17日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和60年3月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月16日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成３年11月11日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成24年９月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

2 災害危険箇所に関する資料

資料 2－1 山地災害危険地区

1 総括表

(平成25年 4 月 1 日現在)

地域振興局	市町村名 (H25. 4. 1 現在)	山腹崩壊危険地区			地すべり危険地区			崩壊土砂流出危険地区			合 計		
		民有林	国有林	計	民有林	国有林	計	民有林	国有林	計	民有林	国有林	合計
大島支庁	和泊町	2	0	2	0	0	0	2	0	2	4	0	4

2 山腹崩壊危険地区

番号	危険地域名	延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (度)	予想される被害	危険度
1						
2						

3 崩壊土砂流出危険地区

番号	危険地域名	延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (度)	予想される被害	危険度
1						
2						

資料 2－2 土石流危険渓流

1 土石流危険渓流 (Ⅰ)

該当箇所なし

2 土石流危険渓流 (Ⅱ)

(平成18年12月現在)

渓流番号	水系名	河川名	溪流名	位置(字)	溪 流 概 況		保全対象		
					流域面積 (km ²)	平均溪 床勾配 (度)	人口 (人)	人家 戸数 (戸)	公共施設
533Ⅱ-001	その他	内城	内城	内城	0.10	6	5	2	県道621号線 町道

資料 2－3 急傾斜地崩壊危険箇所

1 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

該当箇所なし

2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所番号	箇所名	市町村名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共施設	
								種類	数
Ⅱ 1 4571	和 1	和泊町	和	120	50	20	3	町道	130
Ⅱ 1 4572	仁志	和泊町	仁志	30	40	15	1	町道	10
Ⅱ 1 4573	越山	和泊町	越山	30	40	5	1		
Ⅱ 1 4574	畦布 1	和泊町	畦布	40	60	40	1	町道	40
Ⅱ 1 4575	畦布 2	和泊町	畦布	70	60	40	2		
Ⅱ 1 4576	畦布 3	和泊町	畦布	40	35	25	2		
Ⅱ 1 4577	畦布 4	和泊町	畦布	40	35	25	1	町道	50
Ⅱ 1 4578	内城 1	和泊町	内城	60	40	20	1	町道	40
Ⅱ 1 4579	内城 2	和泊町	内城	100	60	25	2		
Ⅱ 1 4580	内城 3	和泊町	内城	150	45	25	3		
Ⅱ 1 4581	大城	和泊町	大城	80	40	7	2		
Ⅱ 1 4582	古里	和泊町	古里	50	60	20	1		
Ⅱ 1 4583	玉城 1	和泊町	玉城	150	50	8	3		
Ⅱ 1 4584	玉城 2	和泊町	玉城	40	65	7	3		
Ⅱ 1 4585	和 2	和泊町	和	40	60	10	1		

資料 2－4 高潮、津波危険地域

番号	危険地域		予想される被害の程度		危険度	備考
	場所	延長(m)	住家(戸)	耕地(ha)		
1	長浜地区	1,000	70	0	A	手々知名埋立地
2	喜美留汐道海岸	1,000	13	2	A	喜美留住宅～笠石海岸
3	国頭北海岸	5,000	1	30	A	国頭灯台～西原海岸
4	西原海岸	1,000	0	5	B	西原海岸～出花海岸
5	伊延海岸	1,000	5	1	A	伊延港周辺
6	湾川海岸	500	3	1	A	湾川海岸周辺
7	内喜名海岸	1,000	0	1	B	内喜名海岸周辺

8	古里与和浜海岸	1,000	0	1	A	与和浜海岸周辺
9	奥川流域	1,000	50	1	A	沖永良部島漁港～和泊保育所
10	和泊ヘーバル海岸	500	50	5	A	タラソおきのえらぶ～いしご公園
11	国頭美瀬海岸	500	0	0	B	国頭美瀬海岸周辺

資料 2－5 土砂災害警戒区域等

(平成29年度指定)

番号	区域名	箇所番号	枝 番	市町村名	大字	小字	面積 (㎡)	戸数 (戸)	がけ高 (m)
1	急・伊延 1	kyu533-0029	01	和泊町	和泊	石上俣	17,122	1	13.81
			02	和泊町	和泊	石上俣	842	0	5.76
2	急・伊延 2	kyu533-0030		和泊町	和泊	名川	14,222	1	12.92
3	急・上手々知名 1	kyu533-0050	01	和泊町	手々知名	名川	3,673	1	12.79
			02	和泊町	手々知名	名川	938	0	6.98
			03	和泊町	手々知名	名川	2,625	0	9.95
			04	和泊町	手々知名	名川	1,704	0	9.35
4	急・和泊 1	kyu533-0054	01	和泊町	和泊	名川	3,579	0	13.22
			02	和泊町	和泊	名川	2,169	1	10.21
5	急・手々知名 1	kyu533-0057		和泊町	手々知名	スン兼久	12,922	6	12.14
6	急・和 1	kyu533-0062	01	和泊町	和	貞夕川	9,562	0	14.04
			02	和泊町	和	貞夕川	10,529	2	16.46
			03	和泊町	和	貞夕川	375	0	12.43
7	急・和 2	kyu533-0063		和泊町	和	名間	5,028	1	11.84
8	急・和 3	kyu533-0064	01	和泊町	和	白間当	4,040	3	10.39
			02	和泊町	和	白間当	2,198	0	13.46
			03	和泊町	和	竿津 白間当	32,535	3	29.44
			04	和泊町	和	竿津	2,346	0	11.86
			05	和泊町	和	竿津	4,869	0	21.01
9	急・玉城 1	kyu533-0117		和泊町	玉城	西玉城	9,644	3	14.08
10	急・玉城 2	kyu533-0118		和泊町	玉城	玉城川	5,124	1	10.70
11	急・大城 1	kyu533-0192	01	和泊町	大城	芦瀬	9,319	2	12.59
			02	和泊町	大城	川内田	1,632	0	10.43
12	急・大城 2	kyu533-0194	01	和泊町	大城	石嶺	1,829	1	5.66
			02	和泊町	大城	平田	5,947	1	11.47
13	急・大城 3	kyu533-0201	01	和泊町	大城	花取	2,628	0	9.87
			02	和泊町	大城	花取	1,485	0	7.95
			03	和泊町	大城	名里	3,337	1	12.11
14	急・大城 4	kyu533-0203	01	和泊町	大城	瀬利覚田	1,207	2	6.71

			02	和泊町	大城	川嶺 瀬利覚田 大津美田	15,453	2	12.81
15	急・大城5	kyu533-0204		和泊町	大城	前田	9,285	2	12.50
16	急・古里1	kyu533-0221	01	和泊町	古里	阿窪	9,070	1	23.23
			02	和泊町	古里	臼久原	755	0	7.72
17	急・和4	kyu533-0222	01	和泊町	和	貞夕川	1,112	3	6.33
			02	和泊町	和	貞夕川	1,692	2	8.10
			03	和泊町	和	貞夕川	382	1	5.53
和泊町（急傾斜）合計　土砂災害警戒区域17箇所　土砂災害特別警戒区域17箇所									

（平成30年度指定）

番号	区域名	箇所番号	枝番	市町村名	大字	小字	面積 (㎡)	戸数 (戸)	がけ高 (m)
1	急・畦布1	kyu533-0042	01	和泊町	畦布	いのをんた	15,116	0	38.76
			02	和泊町	畦布	城前	20,329	3	40.29
2	急・畦布2	kyu533-0045	01	和泊町	畦布	名波武多	844	0	6.84
			02	和泊町	畦布	名波武多	2,168	0	11.49
3	急・永嶺1	kyu533-0113		和泊町	永嶺	加辺留	5,809	2	11.99
4	急・内城1	kyu533-0159	01	和泊町	内城	渡山田 栄振	22,465	2	23.39
			02	和泊町	内城	渡山田	371	0	7.11
5	急・内城2	kyu533-0167	01	和泊町	内城	川根	1,583	1	10.56
			02	和泊町	内城	川根	2,503	0	12.65
6	急・谷山1	kyu533-0179	01	和泊町	谷山	内田 伊袋	25,407	0	19.42
			02	和泊町	谷山	伊袋	1,573	0	8.00
7	急・内城3	kyu533-0186		和泊町	内城	前川	1,736	1	10.08
8	急・内城4	kyu533-0188	01	和泊町	内城	前川 泉川	27,110	4	34.94
			02	和泊町	内城	前川	1,183	0	11.21
			03	和泊町	内城	泉川	1,253	0	5.85
			04	和泊町	内城	前川	790	0	6.95
9	急・永嶺2	kyu533-0223		和泊町	永嶺	加辺留	637	1	6.93
10	急・内城5	kyu533-0224	01	和泊町	内城	栄振	2,355	1	8.89
			02	和泊町	内城	栄振	732	0	7.57
			03	和泊町	内城	栄振	386	0	5.72
11	急・瀬名1	kyu533-0192	01	和泊町	瀬名	東山	10,143	1	13.54
			02	和泊町	瀬名	東山	13,522	0	15.83
			03	和泊町	瀬名	東山	4,241	0	8.27

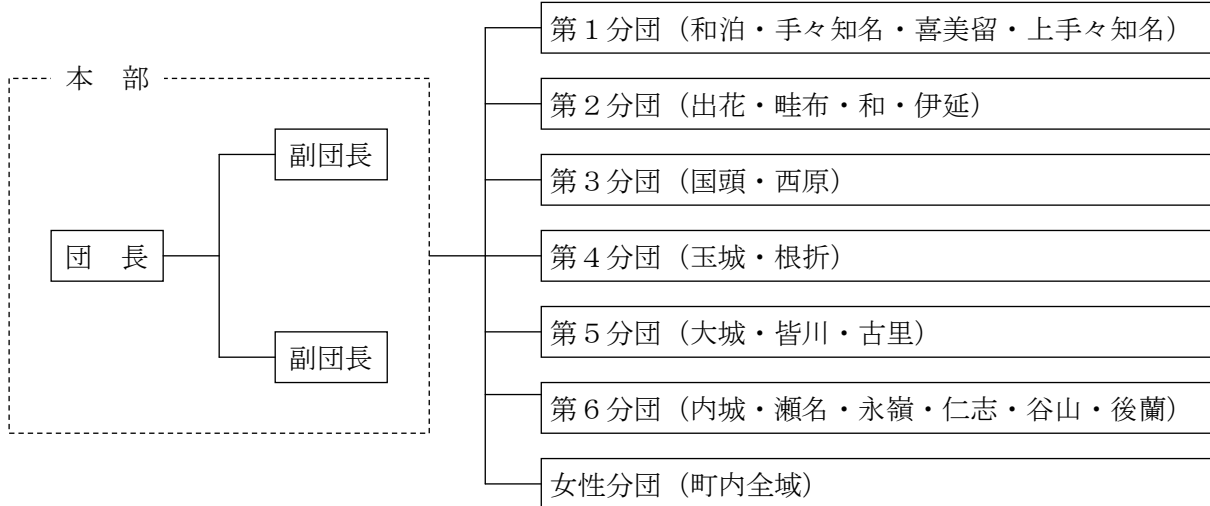
資 料 編

12	急・瀬名 2	kyu533-0194		和泊町	瀬名	東山	6,133	1	13.82
13	急・根折 1	kyu533-0201	01	和泊町	根折	大田原	12,595	1	20.10
			02	和泊町	根折	大田原	1,441	0	7.99
14	急・根折 2	kyu533-0203		和泊町	根折	越山	3,156	3	9.59
15	急・瀬名 3	kyu533-0204	01	和泊町	瀬名	東山	1,477	0	9.09
16	急・内城 6	kyu533-0221	01	和泊町	内城	山田 直城	5,948	3	24.80
			02	和泊町	内城	山田 直城	2,972	4	12.80
			03	和泊町	内城	山田 直城	1,114	2	7.75
17	急・内城 7	kyu533-0222	01	和泊町	内城	直城	16,877	5	25.26
			02	和泊町	内城	直城	1,204	1	7.91
18	急・内城 8	kyu533-0222	01	和泊町	内城	平田川	645	1	6.00
			02	和泊町	内城	平田川	6,658	2	12.93
和泊町（急傾斜）合計　土砂災害警戒区域18箇所　土砂災害特別警戒区域18箇所									

3 消防・水防に関する資料

資料 3－1 消防力の現況

1 消防団の編成



2 消防施設設置状況

分団名	団員数 (人)	消防車両	防火水槽	消火栓
本部	3	指揮車	—	—
第1分団	21	水槽付消防ポンプ自動車 (喜美留) 消防ポンプ自動車 (役場) 小型動力ポンプ付水槽車 (役場) 小型動力ポンプ付積載車 (役場)	21	49
第2分団	16	水槽付消防ポンプ自動車 (畦布)	13	14
第3分団	15	水槽付消防ポンプ自動車 (国頭)	10	16
第4分団	15	水槽付消防ポンプ自動車 (玉城)	9	12
第5分団	15	水槽付消防ポンプ自動車 (大城)	11	12
第6分団	17	水槽付消防ポンプ自動車 (永嶺)	13	14
女性分団	9	小型動力ポンプ付軽自動車 (役場)	—	—
計	111	11 台	82	117
消防車両の充足率 (基準値)		26 口数	充足率 : 65.4% (17 口数)	
防火水槽の充足率 (基準値)		194 基	充足率 : 42.3% (80 基)	

3 救命用具

分団名 品名	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	和泊 救難所
ゴムボート							1
メガホン	1						3
ハシゴ	1	1	1	1	1	1	
ロープ	4						1
照明灯	1	1	1	1	1	1	1
救命胴衣							20
救命浮環							2
救命索銃							1
双眼鏡							4

資料3-2 火災危険地域

番号	危険地域			危険度	備考
	地域名	戸数(戸)	人口(人)		
1	和泊	713	1,681	A	密集地
2	手々知名	317	694	A	密集地
3	喜美留	256	569	A	密集地
4	国頭	427	1,074	A	密集地
5	玉城	164	364	A	密集地
6	畦布	105	274	B	密集地

資料3-3 危険物施設一覧

施設の名称	保管場所	貯蔵取扱区分	種別	最大量(ℓ)
有村商事(株) 沖永良部営業所	玉城与舎1702-3	給油取扱所	ガソリン・軽油・重油	21,500
		屋内貯蔵所	ガソリン	1,800
		移動タンク貯蔵所	軽油	3,000
		移動タンク貯蔵所	軽油	1,900
		移動タンク貯蔵所	ガソリン・軽油・重油	6,000
		屋外重油タンク	重油	199,000

	手々知名字長浜 512-134	屋外軽油タンク	軽油	199,000
		屋外灯油タンク	灯油	199,000
		屋外ガソリンタンク	ガソリン	199,000
		地下灯油タンク	灯油	100,000
エラブエンター プライズ	皆川891	給油取扱所	ガソリン・軽油	20,000
		屋外貯蔵所	軽油・重油・オイル	10,000
		移動タンク貯蔵所	軽油・重油	3,000
大島石油(株)	手々知名字長浜	屋外軽油タンク	軽油	300,000
		屋外ガソリンタンク	ガソリン	200,000
(有)福永産業	国頭1710-4	給油取扱所	ガソリン・軽油	10,597
		移動タンク貯蔵所	軽油	2,000
町田石油	手々知名153	給油取扱所	ガソリン・灯油・軽油・オイル	43,600
		移動タンク貯蔵所	ガソリン・軽油・重油	4,000
		移動タンク貯蔵所	軽油・重油	4,000
	手々知名165	移動タンク貯蔵所	軽油	2,000
		屋内貯蔵所	ガソリン・灯油・軽油・オイル	9,000
	手々知名760-2	移動タンク貯蔵所	ガソリン・灯油・軽油・オイル	6,000
	和泊535-5	給油取扱所	ガソリン・軽油・オイル	21,800
山田海陸航空	国頭1745-5	一般取扱所	灯油	9,000
	国頭1759-6	屋外タンク貯蔵所	灯油	200,000
(有)シルバー キャスト	和泊175-2	給油取扱所	ガソリン・軽油	48,576
		移動タンク貯蔵所	ガソリン・灯油・軽油・重油	14,000
		屋外貯蔵所	軽油・重油	6,000
		移動タンク貯蔵所	ガソリン・灯油・軽油・重油	4,000
J Aあまみ和泊	和泊500-1	給油取扱所	ガソリン・軽油・オイル	33,600
		移動タンク貯蔵所	軽油・重油	3,600
伊地知石油	喜美留153-2	給油取扱所	ガソリン・軽油・オイル	11,800
国頭石油	国頭2981	給油取扱所	ガソリン・軽油・オイル	12,590
新久保石油	内城449	給油取扱所	ガソリン・軽油・オイル	11,600
(有)末川商事	和泊1245-6	給油取扱所	ガソリン・軽油・オイル	10,800
	和泊74-5	屋内貯蔵所	灯油・軽油・オイル	19,000

4 医療・衛生・防疫・埋葬に関する資料

資料4－1 主な医療機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
朝戸医院	和泊町和泊14	0997-92-1131
福山医院	和泊町和泊96-5	0997-92-0033
町田医院	和泊町手々知名636-1	0997-92-3737
本城歯科医院	和泊町和泊577	0997-92-3770
前田歯科クリニック	和泊町和泊698-1	0997-92-0418
大蔵医院	知名町知名16-2	0997-93-5033
本部医院	知名町知名591	0997-93-3131
沖永良部徳洲会病院	知名町瀬利寛2208	0997-93-3000

資料4－2 町内の薬局・薬店

薬局・薬店名	所 在 地	電話番号
白百合調剤薬局	和泊町和泊531	0997-84-3320
まちだ薬局（Aコープ内）	和泊町玉城1769-1	0997-92-2932
ミドリ薬品和泊店	和泊町玉城1752-1（マツモトキヨシ）	0997-81-4110
島田薬店	和泊町玉城1064-1	0997-92-0275
ゆい調剤薬局	和泊町手々知名636-1	0997-92-1008

資料4－3 ごみ・し尿処理施設

1 ごみ処理施設

設置主体名	規 模 (t/日)	炉数	焼却炉の構造	施設所在地	施工業者	ばいじん処理 方 式	灰溶融
			燃焼方式				
沖永良部衛生管理組合 (沖永良部クリーンセンター)	22	2	機バ ストーカー(可動)	和泊町瀬名東山1144	日立造船	バグフ ィルタ	有り (休止中)

※運搬は、業者委託でごみ収集車により実施。

2 し尿処理施設

設置主体名	規 模 (kl/年)	処理方式	施設所在地	施工業者	高度処理
和泊町有機物供給センター	465		和泊町谷山427		

3 埋立処分地施設

設置主体名	施設所在地	埋立内容物				埋立開始 年 月	埋立 面積 (㎡)	全体 容量 (m³)	24年度 未残余 容 量 (m³)	24年度 埋立容 量 (m³)	浸出液処理	
		可 燃 物	不 燃 物	残 渣	そ の 他						能力 (m³/日)	方 式
沖永良部衛生管 理組合	和 泊 町 瀬 名 東 山1144		○	○	○	平10. 4	4, 700	27, 500	22, 000	212	35	生 物 処 理・凝集 沈澱・活 性炭吸着

4 産業廃棄物収集運搬業許可業者

業 者 名	所 在 地	備 考
株式会社光輪	和泊町玉城字ブリ石1727番地	
株式会社大輝	和泊町和373番地 1	
有限会社エイト	和泊町大字内城996番地の 2	
株式会社三起海運	和泊町手々知名153番地	
公益財団法人沖永良部農業開発組合	和泊町皆川891番地	
株式会社E C O	和泊町大字手々知名618番地 1	
有限会社高千穂	和泊町大字出花470番地	
ヘーブ屋サンド興業株式会社	和泊町和泊537番地 3	

資料 4－4 火葬場

火 葬 場 名	所 在 地	炉数	処理能力	電話番号
沖永良部火葬場	和泊町古里831の2	2	8 体	0997-92-0777

5 避難に関する資料

資料5-1 指定緊急避難場所

番号	地区名	避難場所	所在地	電話番号	収容人員 (人)	施設種類	対象災害			
							地震	土砂	高潮	洪水
1	和泊 小学校区	笠石海浜公園	喜美留545-1		1,000	公園	○	○		○
2		ヤーシチ公園	和泊714-1		3,757	運動広場	○	○	○	○
3	国頭 小学校区	国頭小学校	国頭2904		3,253	校庭	○	○	○	○
4		西原運動広場	西原1071		826	運動広場	○	○	○	○
5	大城 小学校区	古里運動広場	古里352		1,749	運動広場	○	○	○	○
6	内城 小学校区	町民運動広場	内城237		14,984	運動広場	○	○	○	○
7		城ヶ丘中学校	内城161		2,732	広場	○	○	○	○
8		内城小学校	内城516-1		5,236	校庭	○	○	○	○
9		あしきぶ公園	谷山602-2		2,272	公園	○	○	○	○
10		瀬名運動広場	瀬名1002		865	運動広場	○	○	○	○
11		永嶺運動広場	永嶺602		1,498	運動広場	○	○	○	○
12		孫八公園	後蘭363-1		1,628	公園	○	○	○	○

資料５－２ 指定避難所

番号	地 区 名	避 難 所	所 在 地	電話番号	収容人員 (最大)	施 設 種 類	対 象 災 害			
							地震	土砂	高潮	洪水
1	和泊 小学校区	和泊小学校	和泊920-1	92-0004	495 (825)	体育館・校舎	○	○	○	○
2		和泊中学校	手々知名130	92-0030	496 (827)	体育館・校舎	○	○	○	○
3		やすらぎ館	和泊727		300 (501)	R C 造	○	○	○	○
4		えらぶ長浜館	手々知名483-1		211 (353)	R C 造	○	○	○	○
5		和字公民館	和403-1		58 (97)	R C 造	○	○	○	○
6		喜美留字公民館	喜美留232-1		89 (149)	R C 造	○	○	○	○
7		上手々知名字公民館	手々知名1022-2		72 (120)	R C 造	○	○	○	○
8		出花字公民館	出花799-1		146 (244)	R C 造	○	○	○	○
9		伊延字公民館	伊延1187-2		30 (50)	R C 造	○	○	○	○
10		畦布字公民館	畦布316-3		59 (99)	R C 造	○	○	○	○
11	国頭 小学校区	国頭小学校	国頭2904	92-0301	145 (243)	体育館・校舎	○	○	○	○
12		国頭字公民館	国頭2969-1	92-2600	102 (171)	R C 造	○	○	○	○
13		西原字公民館	西原1091-1		57 (95)	R C 造	○	○	○	○
14	大城 小学校区	大城小学校	大城650-1	92-0075	145 (243)	体育館・校舎	○	○	○	○
15		研修センター	根折1307-2	92-0805	537 (895)	R C 造	○	○	○	○
16		大城字公民館	大城358-2		75 (125)	R C 造	○	○	○	○
17		玉城字公民館	玉城1069-3		69 (116)	R C 造	○	○	○	○

18		根折字公民館	根折524-4		66 (110)	R C 造	○	○	○	○
19		皆川字公民館	皆川568-1		39 (65)	R C 造	○	○	○	○
20		古里字公民館	古里329		39 (66)	R C 造	○	○	○	○
21	内城 小学校区	内城小学校	内城516-1	92-0076	145 (243)	体育館・校舎	○	○	○	○
22		城ヶ丘中学校	内城161	92-0302	179 (299)	体育館・校舎	○	○	○	○
23		内城字公民館	内城531		58 (97)	R C 造	○	○	○	○
24		瀬名字公民館	瀬名1003		38 (64)	R C 造	○	○	○	○
25		永嶺字公民館	永嶺587-1		22 (66)	R C 造	○	○	○	○
26		仁志字公民館	仁志255		34 (58)	R C 造	○	○	○	○
27		谷山字公民館	谷山758		39 (66)	R C 造	○	○	○	○
28		後蘭字公民館	後蘭248		39 (66)	R C 造	○	○	○	○

資料 5 - 3 福祉避難所

	避 難 所	避 難 地	収容人数 (最大)	備 考
1	和泊町社会福祉センター	和泊39-3	259 (432)	

6 通信に関する資料

資料 6－1 町の防災行政無線施設等の整備状況

(平成31年 1 月末現在)

親局（役場庁舎内）	1 局	戸別受信機	全世帯
中継局（越山）	1 局	遠隔制御装置（総務課・消防署）	2 台
屋外拡声子局	28局	車載局（消防自動車）	8 局
再送信子局（和泊・国頭・畦布・玉城・瀬名）			5 局

資料 6－2 災害時優先電話

機 関（団体名）名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
県 危 機 管 理 局	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2256	危機管理防災課
県 危 機 管 理 局	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2259	消防保安課
大 島 支 庁	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7218	総務企画課
鹿 児 島 地 方 気 象 台	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9912	観測予報課
		099-250-9919	防災課業務係
名 瀬 測 候 所	奄美市名瀬港町8-1	0997-52-0375	技術課
奄 美 海 上 保 安 部	奄美市名瀬入舟町22-1	0997-52-5812	警備救難課
消 防 署	知名町余多1319	0997-93-0119	
沖 永 良 部 警 察 署	和泊町和泊120	0997-92-0110	
（ 国 頭 駐 在 所 ）	和泊町国頭2998	0997-92-2675	
航空自衛隊第 5 5 警戒隊	知名町住吉1222-17	0997-93-2169	
九州電力沖永良部営業所	知名町知名389-3	0120-986816	
J A あまみ和泊支所	和泊町和泊578-1	0997-92-1221	
沖 永 良 部 島 漁 協	和泊町手々知名512-192	0997-92-3427	
和 泊 町 商 工 会	和泊町和泊1225	0997-92-0148	
各字公民館	各字内		

7 備蓄に関する資料

資料7-1 生活物資の備蓄状況

1 町の備蓄状況

(平成30年4月1日現在)

アルファ米 乾パン等	飲料水	毛布	タオル ケット	寝具 一式	ブルー シート 敷物類	簡 易 トイレ	懐中 電灯	土のう 袋	その他
		60		300		54		200	敷パット60枚、 発電機21台、投 光機42台

2 災害時支援事業者リスト

支援 区分	支援 項目	支援 項目名	経費 区分	支援項目の内容 (用途、在庫、リース等)	事業者 団体名	TEL (FAX)	所在地
物的	物資	食糧 飲料水 間仕切 り	有償	保存水500ml 120本 アルファ米(100g) 500食 間仕切り(4.5畳) 10部屋	日本乾溜工 業株式会社 鹿児島支店	099-260-3004 (099-260-3047)	鹿児島市卸 本町7番地 23

資料7-2 給水資機材の整備状況

(平成26年5月1日現在)

車 両	トラック (4 t)	—
	トラック (2 t)	1
	軽トラック	—
	ライトバン	—
	軽バン	1
	ユニック車	1
	その他	—
給水容器	給水タンク (2,000ℓ以上)	1
	給水タンク (1,000ℓ)	—
	ポリ容器 (18ℓ)	—
器 材	発電機	—
	投光機	1

資料 7－3 救援物資の集積場所

名 称	所 在 地	備 考
和泊町防災拠点施設	和泊町和泊727	

8 輸送に関する資料

資料 8－1 ヘリポート

(平成26年10月 1 日現在)

場外離着陸場の名称	所在地	管理者	連絡先
和泊町民運動広場	和泊町内城字中村279-4	和泊町(教育委員会)	0997-92-1111
笠石海浜公園	喜美留545-1	和泊町(企画課)	0997-92-1111
沖永良部空港	和泊町国頭	県	0997-92-0520

9 災害支援制度に関する資料

資料9－1 災害報告の判定基準

区 分		被 害 の 判 定 基 準
死	者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者	傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住	家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非	住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊	(全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊	(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損		全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水		床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 9-2 災害救助法の適用に伴う救助の実施要領の基準（概要）

平成27年 5月22日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内 3 同一敷地内等におおむね 50戸以上設置した場合は、 集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる）。	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者	1人 1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内 ただし、被災者が一時縁故地へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 後掲別表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	「医療」は、次の範囲内において行う。 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	「助産」は、次の範囲内において行う。 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	費用は、舟艇その他の救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,200円 中学生生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)			
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	原則として次に掲げる現物を支給する。 1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ及び骨箱
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	(洗浄、縫合、消毒等) 1 体当たり3,400円以内 一 時 保 存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、市町村（市町村の一部事務組合を含む。）の常勤の職員で救助に関する業	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
		務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

（単位：円）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全 全 流	壊 焼 失						
	夏 季 （4月から9月まで）	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
	冬 季 （10月から3月まで）	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
半 半 床上浸水	壊 焼						
	夏 季 （4月から9月まで）	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
	冬 季 （10月から3月まで）	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500

10 応援協定に関する資料

資料 10－1 鹿児島県消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

（地域の区分及び代表消防機関等）

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

（応援隊の登録）

第4条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して一の応援隊を登録することができる。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

（応援要請の種別）

第6条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

- (1) 第1要請 隣接市町村等の中で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎょが困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請
(応援要請の方法)

第7条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うことができる。

2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときは、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村

等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成18年11月1日からその効力を生じる。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書60通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成18年10月25日

県下市町村及び消防組合で締結

資料10－2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

鹿児島県知事

和 泊 町 長

資料10－3 沖永良部島における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と和泊町長・知名町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 沖永良部島内の町（以下「町」という。）の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を町に派遣し、情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、町内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けた町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、

あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第６条 第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第１条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第１条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として町の負担とするが、第１条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、または非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、または関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第７条 九州地方整備局企画部防災課と町総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第８条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と町長が協議して定めるものとする。

２ この協定書に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、町においては総務担当課長とする。

（運用）

第９条 この協定書は、平成24年５月24日から適用する。

平成24年５月24日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番７号

国土交通省九州地方整備局長

吉 崎 収

鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

和泊町長

伊地知 実 利

鹿児島県大島郡知名町知名307番地

知名町長

平 安 正 盛

別紙－1～別紙－3 〔略〕

資料10－4 和泊町・知名町消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、和泊町（以下「甲」という。）と知名町（以下「乙」という。）が、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、消防相互応援協定を締結し、甲乙相互の消防力を活用して、災害の防止、鎮圧及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 前条の災害とは、火災及びその他応援を要する非常災害（以下「災害等」という。）とする。

(応援要請)

第3条 甲又は乙の管轄区域内に災害等が発生し、甲若しくは乙の消防力で災害等を防止することが困難であるとき、又はその恐れがあるときは、応援を要請するものとする。

2 前項の応援の要請を受けた甲又は乙は、速やかにその要請に応じて必要な措置を講じ、これを応援するものとする。

3 応援要請者は、事後速やかに文書をもって、応援者に災害等の報告をしなければならない。

4 前項の応援の要請を行う者は、町長又はその委任を受けた消防団長とし、これを受ける者もまた同様とする。

5 前項の要請は、口頭をもって、直接又は消防署を通じてこれを行うことができるものとする。

(消防団の指揮権)

第4条 甲乙間に応援が行われた場合、消防団の指揮は、災害発生地の消防団長が行うものとする。

(相互応援の経費)

第5条 この協定によって応援を求め、又は応援をした甲乙の消防団が災害等の防止、鎮圧等のために要した経費の負担は、それぞれ甲乙の負担とする。

(協定の改正等)

第6条 この協定の実施に関し、協定の改正等、この協定に定めのない事項について必要があると認めたときは、甲乙の長が協議してこれを定める。

附 則

1 この協定は、平成22年8月1日から施行する。

2 和泊町、知名町相互応援協定書（昭和40年10月1日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、甲乙の長記名押印の上、甲乙がそれぞれ1通を保有する。

平成22年8月1日

和泊町長 伊地知 実 利 印

知名町長 平 安 正 盛 印

資料10－5 災害時における電力復旧等に関する協定書

和泊町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社奄美配電事業所（以下「乙」という。）が、災害発生時に、和泊町の電力の確保と早期復旧を図るため、双方の対策本部（対策部）において、防災情報の連絡及び災害対応の連携を密にし、電力設備の復旧協力等（以下「復旧協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時の電力復旧の実施に関し、情報提供及び連携並びに甲乙相互に協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

（復旧協力の種類）

第2条 復旧協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 甲乙相互の災害情報の提供
- (2) 乙の高圧（低圧）発電機車による、住民生活に重大な影響を及ぼす施設への優先緊急送電
- (3) 乙による復旧要員、復旧工事車両及び高圧（低圧）発電機車の集結基地並びに宿泊施設、それに伴う炊き出し用施設等の確保が困難になった場合の甲による提供
- (4) 災害により道路が決壊又は遮断された場合、電力施設復旧に支障のある道路障害等の甲による優先復旧
- (5) 災害時または災害が予想される場合の甲による事故防止や被害状況等の広報
- (6) 前各号に掲げるもののほかに特に相互に要請のあった事項

（協力要請の手続等）

第3条 甲又は乙が、復旧協力が必要になったときは、次項各号に定めるところにより第7条に定める窓口責任者を通じて要請を行うものとする。

2 復旧協力は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 災害情報の提供については、次の表に掲げる情報を相互に連絡するものとする。

	和泊町 → 九州電力	九州電力 → 和泊町
台風襲来前	気象情報（風の強さ、雨量） 道路情報（交通規制他）	対策部の設置状況 復旧人員の事前配置 気象情報（台風の動き）
台風通過中	気象情報（風の強さ、雨量） 道路情報（通行止等）	停電状況
台風通過後	気象情報（風の強さ、雨量） 道路情報（崖崩れ、道路決壊） 家屋等被害状況（浸水、倒壊他） 電柱倒壊電線断線等電力設備の被害状況 （地区からの情報でわかる範囲とする）	停電状況 被害状況（初期） 復旧体制 復旧状況
復旧時	同上	停電状況（適宜） 被害状況 復旧見込み

（注）情報連絡は「情報連絡票」により電話又はFAXにより行う。

- (2) 配電設備の復旧に長時間を要する場合において、乙の高圧（低圧）発電機車による緊急送電の必要がある場合は、甲乙協議のうえ、設置箇所及び優先順位の決定を行うものとする。
- (3) 災害発生時の甲の施設についての提供については、次によるものとする。

ア 提供の依頼

乙は、被害の規模に応じて集結基地や宿泊施設の確保と応援者の受け入れを行い、復旧に当たるものとする。ただし、災害が特に大規模で多くの車両や人員の応援を要し、集結基地や宿泊施設等に使用する施設や復旧要員の炊き出し用の施設について協力を依頼することができる。

イ 対象施設

あらかじめ次の施設について、甲と使用の形態、方法等を協議しておくものとし、災害発生時の使用に際しては、乙は許可を受けるものとする。

施 設 名	所 在 地	連 絡 先	用 途
和泊町防災拠点施設 (やすらぎ館)	和泊町和泊727番地	0997-92-1111	駐輪場 宿泊施設 炊き出し施設

ウ 使用期間

災害が発生し、多くの応援者が必要となり乙による施設等の確保が不可能となったときから応援者による復旧作業が終了したとき又は乙による施設等の確保が可能となったときまでとする。ただし、台風による非常に大きな災害が予想され、乙による施設等の確保が不可能なときは、甲乙協議によるものとする。

エ 使用の依頼

乙は、施設使用の必要が生じたとき又はその必要性が生じると予測されるときは、甲に対し可能な限り早い時期から協議を行うものとし、使用に際しては、文書による申請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により申請することができる。

オ 施設使用の許可

甲は、乙から施設使用の許可申請を受けたときは、災害の状況並びに当該施設使用の必要性及び緊急性を考慮し、早期復旧に特に必要があると認められるときは、施設の使用を許可するものとする。この場合において、許可は文書をもって行うが、緊急を要し文書を交付するいとまがないときは、口頭により許可を行い、後日文書を交付することができるものとする。

カ 施設使用の際の注意事項

乙が施設使用の許可を受けて施設を利用するときは、電気・ガス・水道の安全確認、火気の取り締まり、館内の施設管理を善良なる管理者の注意をもって行うとし、施設使用の際の乙の総括責任者は九州電力株式会社奄美営業所計画グループ長とする。

キ 使用後の報告

乙は、甲に対し、施設使用終了後速やかに文書により、使用期間、利用人員、光熱水費

使用実績等について報告を行うものとする。

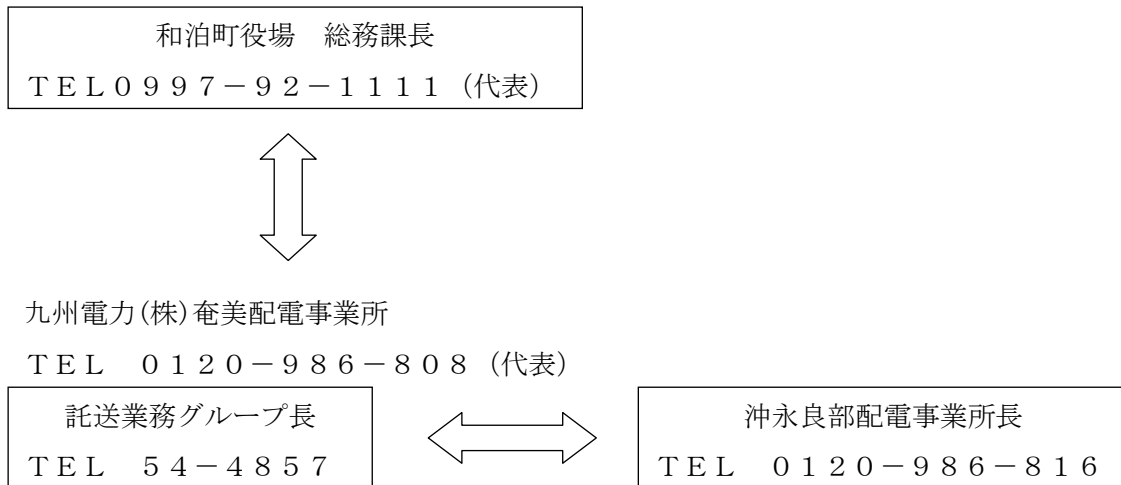
ク 施設使用期間中に乙が甲の設備を損傷した場合は、乙の負担によりこれを賠償する。

- (4) 避難勧告等が発令された場合は、甲は、乙に速やかに電話で連絡するものとし、解除された場合も同様とする。

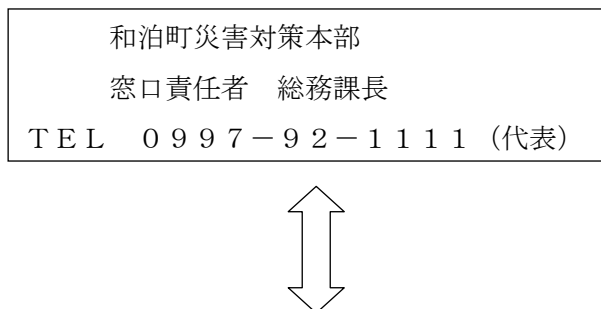
(情報連絡体制)

第4条 甲乙の情報連絡体制は、次の表のとおりとする。

- (1) 対策本部設置前



- (2) 対策本部設置後

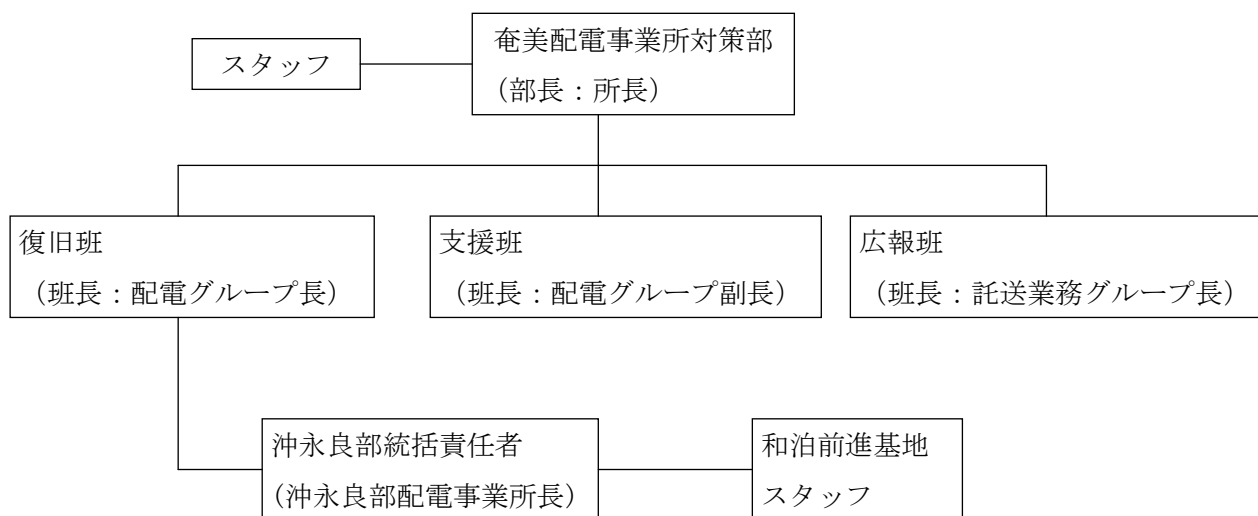


	九 州 電 力 (株) 奄 美 配 電 事 業 所 対 策 部			
	部 長	広 報 班	支 援 班	復 旧 班
責任者	所 長	(託送業務グループ長)	(配電グループ副長)	(配電グループ長)
役割分担	災害復旧総括	お客さま対応 お客さま広報	宿泊、炊き出し手配 資材手配 道路情報収集	復旧作業 復旧要員派遣
電 話		54-4860	54-4851	54-4864
備 考		窓口責任者		

(注) 電話番号は、0120-986-808以外は災害専用のため関係者以外に公表しないこと。

(災害時の協力体制)

第5条 乙による災害時の協力体制は次の表のとおりとする。



(経費等の負担)

第6条 復旧協力に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、復旧協力により甲から提供された施設等を使用した場合の費用（施設使用料及び光熱水費等）については甲乙協議するものとする。

(窓口責任者)

第7条 第4条に掲げる協力要請に関する連絡を円滑に行うために、和泊町総務課長及び九州電力株式会社奄美配電事業所託送業務グループ長を窓口責任者とする。

(補償)

第8条 この協定に基づき復旧協力に従事した者が、当該復旧協力に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 復旧協力の実施に必要な事項でこの協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定に記された甲乙相互の協力依頼については、災害時の実情を考慮した実施可能な範囲でのものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成29年 6 月 8 日

甲 大島郡和泊町和泊10

和泊町長 伊地知 実利

乙 奄美市名瀬長浜町 6 番 1 号

九州電力株式会社

奄美配電事業所長 岩下 幸夫

資料10－6 災害時における応急生活物資（ＬＰガス等）の供給に関する協定

和泊町（以下「甲」という。）と鹿児島県ＬＰガス協会奄美支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（ＬＰガス等）（以下「ＬＰガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、和泊町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、ＬＰガス等を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能なＬＰガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、ＬＰガス等発注書（別紙1）をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（ＬＰガス等の指定）

第4条 この協定の対象となるＬＰガス等は、ＬＰガス、容器（ＬＰガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（ＬＰガス等の運搬、引き渡し）

第5条 ＬＰガス等の引き渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲は引き渡し場所に職員を派遣し、ＬＰガス等を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給したＬＰガス等の費用負担は、以下のとおりとする。

- (1) 臨時の避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。
- (2) 仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

（担当者等の報告）

第7条 甲と乙は、担当者連絡報告書により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車輛の通行）

第8条 甲は、乙がＬＰガス等を運搬する際には、車輛を緊急又は優先車輛として通行できるよう支援するものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき当該業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和

22年法律第50号) の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月21日

甲 鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地
和泊町長 伊地知 実利

乙 鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町2462番地
鹿児島県LPガス協会奄美支部
支部長 中原 哲二

別紙1、別紙2 [略]

11 その他防災に関する資料

資料 11－1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

（平成21年 3 月31日制定）

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらな いと歩くことが難しいなど、 行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

資料11－2 過去の主な災害履歴

1 沖永良部台風

発生年月日	災害種別	被害の概要
昭和52年9月9日 (1977年)	風水害 台風9号 (沖永良部台風)	沖永良部島を直撃した台風9号は、最低気圧907.3ミリバール、最大風速60.4メートル（実際には80メートル以上ともいわれている）、降水量179ミリメートル。沖永良部全島に壊滅的な被害をもたらした。和泊町の被害は、下記の通り。 人的被害 重傷7人 軽傷93人 家屋被害 全壊572棟 半壊 668棟 一部破損 881棟 被害額 9,687,631千円 自衛隊に災害派遣要請。 災害救助法が適用された。

2 その他

(1) 災害被害状況（台風）

発生年月日	種 別	住 家 被 害（棟）								
		全 壊			半 壊			一部損壊		
		棟	世帯	住民	棟	世帯	住民	棟	世帯	住民
平成23年5月28日	台風2号							1	1	4
平成24年8月26日	台風15号				2	2	4	6	6	19
平成24年9月16日	台風16号				1	1	1	6	6	8
平成24年9月29日	台風17号	8	8	18	33	33	79	100	100	252
平成25年10月7日	台風24号	3	3	5	7	7	18	40	40	76

(2) 災害被害状況（大雨）

発生年月日	種 別	住 家 被 害（棟）					
		床上浸水			床下浸水		
		棟	世帯	住民	棟	世帯	住民
平成23年10月10日	集中豪雨	11	11	32	45	45	126
平成24年6月9日	集中豪雨				6	6	16

12 各種様式に関する資料

資料 12－ 1 被害報告の様式

平成 年 月 日 による被害報告（ 月 日 時 分現在）（1枚目）

市町村名		担当者氏名	
		電話番号(直通)	

①被害の発生状況(人的、住家、非住家被害等) ※ 人的被害等無い場合でも住所(路線名)、発生日時、災害の内容、補足説明(規制状況)までは記載すること

被害 番号	住 所 (注)広域の場合中心部の住所で良い。	発生日時	災害の内容 (がけ崩れ、 河川の氾濫、 内水による浸 水等)	人的被害(人)				住家被害(棟)												非住家被害(棟)				補足説明 又は その他の被害				
				死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊			半壊			一部損壊			床上浸水			床下浸水			公共 建物		その他			
								棟	世帯	住民	棟	世帯	住民	棟	世帯	住民	棟	世帯	住民	棟	世帯	住民	全壊		半壊	全壊	半壊	
以下に、解っている範囲で良いので内訳を記載してください。																												
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												

②避難勧告準備情報、避難勧告、避難指示発令状況

避難準備情報発令状況							
番号	地区名	対象 世帯数	対象者 数	発令日時	発令理由	避難所	解除日時 (避難勧告に移行)
合計		0	0				
以下に内訳を記載してください。							
1							
2							
3							

③避難勧告発令状況

番号	地区名	対象 世帯数	対象者 数	発令日時	発令理由	避難所	解除日時 (避難勧告に移行)
合計							
以下に内訳を記載してください。							
1							
2							
3							

④避難指示発令状況

番号	地区名	対象 世帯数	対象者 数	発令日時	発令理由	避難所	解除日時 (避難勧告に移行)
合計							
以下に内訳を記載してください。							
1							
2							
3							

⑤災害対策本部等設置状況

災害警戒本部	設置日時		廃止日時(移行日時)	
災害対策本部	設置日時		廃止日時(移行日時)	
災害警戒本部(2)	設置日時		廃止日時	

⑥人的被害の詳細(被害番号は①の被害番号を記載してください)

被害 番号	死者・行方不明 重傷・軽傷 の区別	性別	年齢	氏名	地区	負傷の状況	その他(負傷時の状況、搬送、入院等)

⑦孤立化地区

No	地区名	孤立した日時 (概ねで良い)	孤立した理由	孤立者		通信 手段 の有無	その他孤立地区の状況 補足説明	孤立解消 日時
				世帯数	人数			
1								
2								
3								
4								
5								

⑧避難の状況

No	地区名	世帯数	避難者 数	避難開始 日時	避難理由	避難所	帰宅完了 日時
合計							
以下に内訳を記載してください。							
1							
2							
3							
4							
5							
6							

⑨その他

その他、上記以外の被害で停電 や・断水戸数等わかっているもの があれば記入してください。	
--	--

資料12－2 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式

1 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

和泊町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

和泊町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

資料12－3 被災証明に関する様式

被災証明申請書

和泊町長様

申請人住所

申請人氏名

印

被災内容

被災年月日	平成 年 月 日 () ～ 日 () 午前 時 ～ 午前 時にかけて 午後 午後
災害の種類	台風 号 床上 cm 雨 浸水の場合 床下 cm 風 () 地震 () 火災 () その他 ()
被災箇所	家屋(居間・台所・風呂場・その他) 合計 m ² 店舗 m ² 事務所 m ² 工場 m ² その他
備考	

平成 年 月 日

上記のとおり被害を被ったことを証明願います。

被 災 証 明 書

申請人住所

申請人氏名

被 災 内 容

被 災 年 月 日	平成 年 月 日 () ~ 日 () 午前 午前 時 ~ 時にかけて 午後 午後
災 害 の 種 類	台 風 号 床上 cm 雨 浸水の場合 床下 cm 風 () 地 震 () 火 災 () その他 ()
被 災 箇 所	住 所 家 屋 (居間・台所・風呂場・その他) 合 計 m ² 店 舗 m ² 事務所 m ² 工 場 m ² その他
備 考	

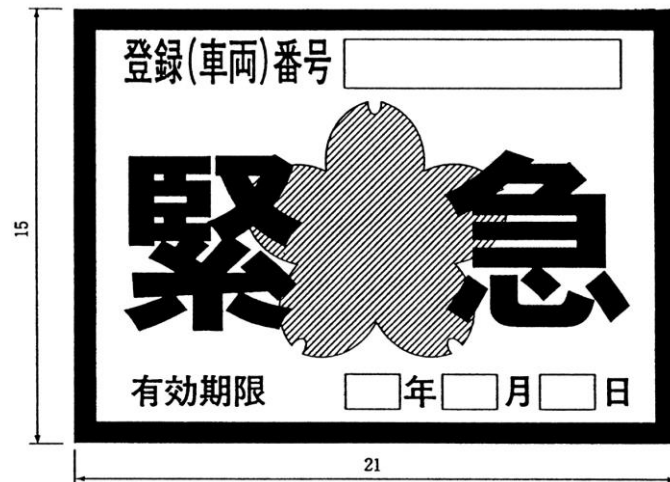
上記のとおり被害を被ったことを証明いたします。

平成 年 月 日

和泊町長

資料12－4 緊急通行車両の標章及び確認証明書

様式 1



- (備考) 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 2

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 公安委員会	印 印
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

(備考) 用紙は日本工業規格A 5とする。